

9月末

JA福岡信連の現況

JA Fukuoka Shinren

DISCLOSURE

2025



JA福岡信連

JAバンク福岡は「(財)福岡県水源の森基金」への寄付を通して
環境保全の取り組みを応援しています。

CONTENTS

目次

I 経 営

経営理念と経営方針	1
令和7年度（上半期）業績ハイライト	2
不良債権の状況	4
保有有価証券等の時価情報	5
JAグループ・JAバンクの概要	6
「JAグループ自己改革」実践状況	7
社会的責任と地域貢献活動	8

II 組 織

組織と機構	17
JAバンク福岡エリアマップ	18

福岡県信用農業協同組合連合会 (令和7年9月末現在)

本 所 所 在 地	福岡市中央区天神4丁目10番12号
電 話 番 号	092-711-3535 (代表)
設 立	昭和23年8月
出 資 金	673億円
従 業 員 数	158名
貯 金 残 高	21,673億円
貸 出 金 残 高	1,772億円
自己資本比率	14.30%

※貯金残高には、譲渡性貯金を含む。

本冊子は、農業協同組合法施行規則第207条(財務諸表等の半期開示の努力規定)に基づき、地域金融機関としての社会的役割を利用者の皆様に理解していただけるように作成したディスクロージャー誌です。

金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営理念と経営方針

経営理念

当会は、農業専門金融機関として、かつ協同組織の地域金融機関として、会員・利用者ならびに、地域の皆さまの期待と信頼に応えるJAバンクをめざして事業に取り組んでいます。

**私たちは、農業と地域に根ざした金融機関として、
県下JAとともに、福岡県農業の振興と豊かな地域社会づくりに貢献します。**

中期経営計画

当会は、令和7年度を初年度とする中期3ヵ年計画（令和7年度～令和9年度）を策定し、計画達成に向けて取り組みを進めています。

経営方針

『農業』・『暮らし』・『地域』に寄り添い、未来へ繋がるJAバンク福岡の確立

経営目標

- JA事業目標：「JAバンク福岡中期戦略」の目標とする。
- 信連事業目標：信連の経営体質強化とJAへの持続的・安定的な利益還元・機能還元を可能とする経常利益の確保をめざす。
なお、目標とする経常利益については、経済・金融・金利情勢等を踏まえ、毎年度、見直しを検討する。
- 自己資本目標：「自己資本計画」に基づき、自己資本の充実をめざす。

経営戦略

- (1) JAの金融仲介機能の発揮による顧客基盤強化および業務効率化の指導・支援
「JAバンク福岡中期戦略」に基づき、各JAが将来めざす姿の実現のために、総合事業性を活かした金融仲介機能発揮による顧客基盤強化・業務効率化の指導・支援に取り組む。
- (2) JAの経営基盤の持続性確保・内部管理態勢強化の指導・支援
『農業』・『暮らし』・『地域』を支えるJAの持続可能な経営基盤の確立を図るため、経営基盤・持続性確保の指導・支援および内部管理態勢の構築・強化に取り組む。
また、安全な暮らしを守り、経済の健全な発展を実現するため、JAのマネロン・テロ資金供与対策等強化の指導・支援に取り組む。
- (3) 信連の金融仲介機能の発揮
「農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化」の一翼を担うため、関係部署および関係団体と連携し、食農バリューチェーンの構築に取り組む。
- (4) 運用力・収益力の強化と健全経営の確立
JAへの持続的・安定的な利益還元と機能還元の維持および当会の財務基盤の充実に向け、運用力・収益力の強化と健全経営の確立に取り組む。
- (5) 経営環境の変化に適合した経営基盤の強化
業務運営の安定継続および経営環境の変化に対応するため、人材(財)・時間(業務効率化・生産性向上)の創出に取り組む。

行動指針

当会は、経営方針・経営目標の実現に向けて業務に取り組んでいます。

- 1 私たちは、自己啓発に努め、能力と感性を高めます。**
- 2 私たちは、新しい発想を追求し、高い目標をめざします。**
- 3 私たちは、情報を共有化し、組織力の強化を図ります。**

令和7年度（上半期）業績ハイライト

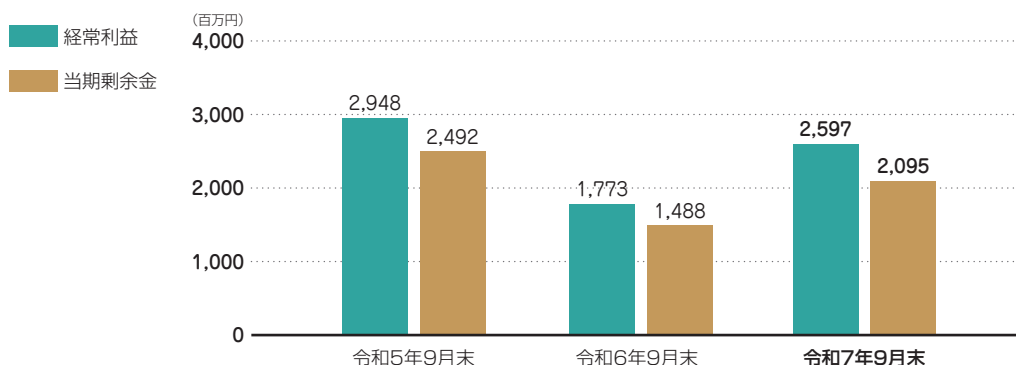
業績の状況

(単位：百万円)

	令和5年9月末	令和6年9月末	令和7年9月末
経常収益	10,980	13,662	13,697
経常費用	8,031	11,888	11,100
経常利益	2,948	1,773	2,597
特別利益	—	—	0
特別損失	0	0	—
税引前当期利益	2,948	1,773	2,597
法人税等	471	295	532
法人税等調整額	△ 14	△ 9	△ 30
当期剰余金	2,492	1,488	2,095

会員や利用者の皆さまの信頼に応えるため、効率的な資金運用や経営の合理化・効率化に努め、令和7年9月末は当期剰余金を20億95百万円計上しました。

注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。また、百万円未満の残高がある場合は「0」で表示し、残高が無い場合は「—」で表示しています。以下の各計数についても同様です。



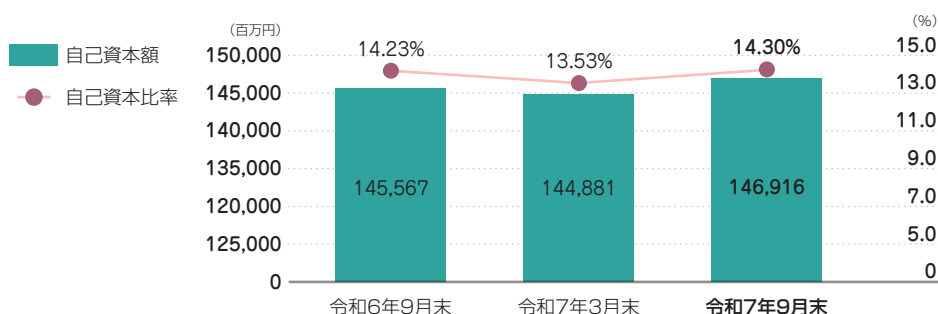
自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題と位置づけ、「自己資本計画（令和7年度～9年度）」に基づき、バーゼルⅢの適用内容を勘案した自己資本対策としての内部留保の積み上げ等を行いました。その結果、令和7年9月末の自己資本額は、1,469億円となりました。

また、自己資本比率は、14.30%となり、安全基準とされる国内基準の4%および海外での金融業務基準である8%を大きく上回り、高い健全性・安全性を確保しています。

(単位：百万円)

バーゼルⅢ	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
自己資本額	145,567	144,881	146,916
コア資本に係る基礎項目の額	145,568	144,883	146,918
コア資本に係る調整項目の額	1	1	1
リスク・アセット	1,022,520	1,070,590	1,026,748
自己資本比率	14.23%	13.53%	14.30%



主要勘定の状況

●貯金

貯金は、会員JA等からの受け入れにより2兆1,673億円となりました。

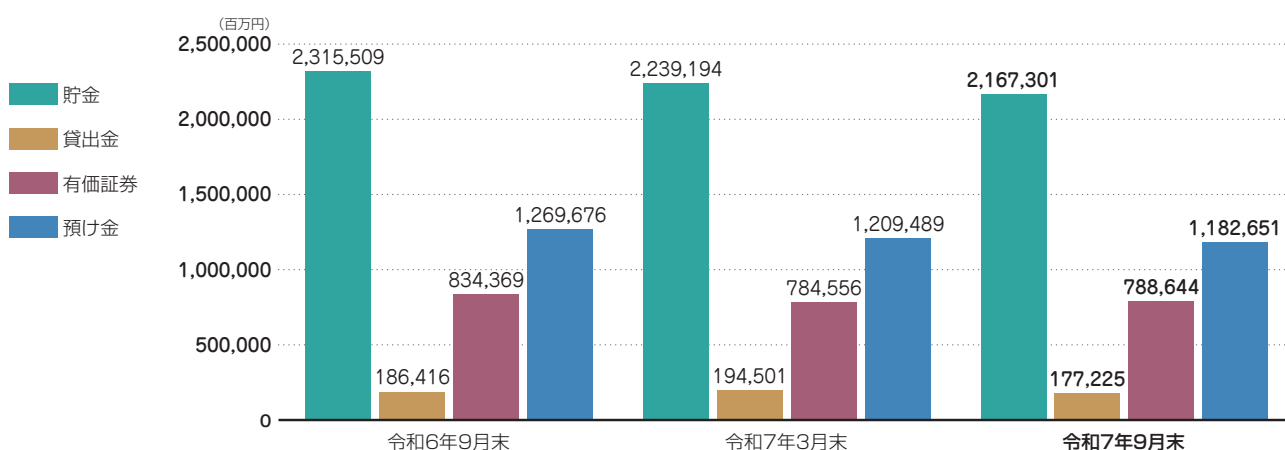
●貸出金

貸出金は、金利上昇局面を迎えた中、農業関連企業を中心に、県内企業の融資取引基盤の維持・拡充を図るとともに、県外の大手優良企業向け融資に取り組み、1,772億円となりました。

●有価証券・預け金

有価証券は、日銀が金融政策正常化を進める中、金利リスクの抑制を図りつつ、中長期的な安定収入確保のため、ポートフォリオの効率的運用に努めた結果、7,886億円となりました。

また、預け金は、安定的収益を確保しながら流動性リスクの軽減を図るため、農林中央金庫への預け金を中心とした効率運用に取り組み、1兆1,826億円となりました。



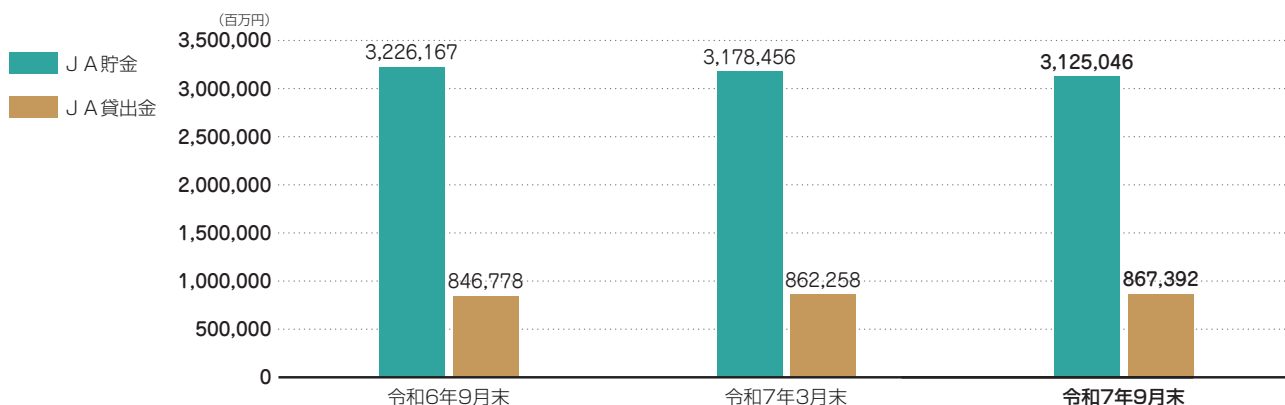
JA貯金・貸出金の状況

●JA貯金

令和7年9月末のJA貯金は、個人貯金純増を目的とする定期貯金のキャンペーンや、年金口座指定および給振獲得推進等の取り組みにより、個人貯金が2兆6,958億円となり、JA貯金全体では3兆1,250億円となりました。

●JA貸出金

JA貸出金は、利用者メイン化に向けた住宅関連ローン取組みや小口ローンの推進取組み等により、令和7年9月末残高は8,673億円となりました。



不良債権の状況

農協法および金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	61	40	40
危険債権	294	275	255
要管理債権	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
小 計	356	315	295
正常債権	186,601	194,752	177,467
合 計	186,957	195,067	177,763

注) 1. 対象債権は、貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返です。

2. それぞれの債権の内容は次のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(4) 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(6) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、(1)、(2)、(4)、(5)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

保有有価証券等の時価情報

有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和6年9月末			令和7年3月末			令和7年9月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	841,424	834,369	△7,054	810,132	784,556	△25,575	799,613	788,644	△10,968
合 計	841,424	834,369	△7,054	810,132	784,556	△25,575	799,613	788,644	△10,968

注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

2. 売買目的有価証券については取得価額を、満期保有目的有価証券またはその他目的有価証券については、償却原価法の適用後、減損処理を適用した帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和6年9月末			令和7年3月末			令和7年9月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	88,825	89,682	856	87,552	89,898	2,346	58,951	61,697	2,745
合 計	88,825	89,682	856	87,552	89,898	2,346	58,951	61,697	2,745

注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

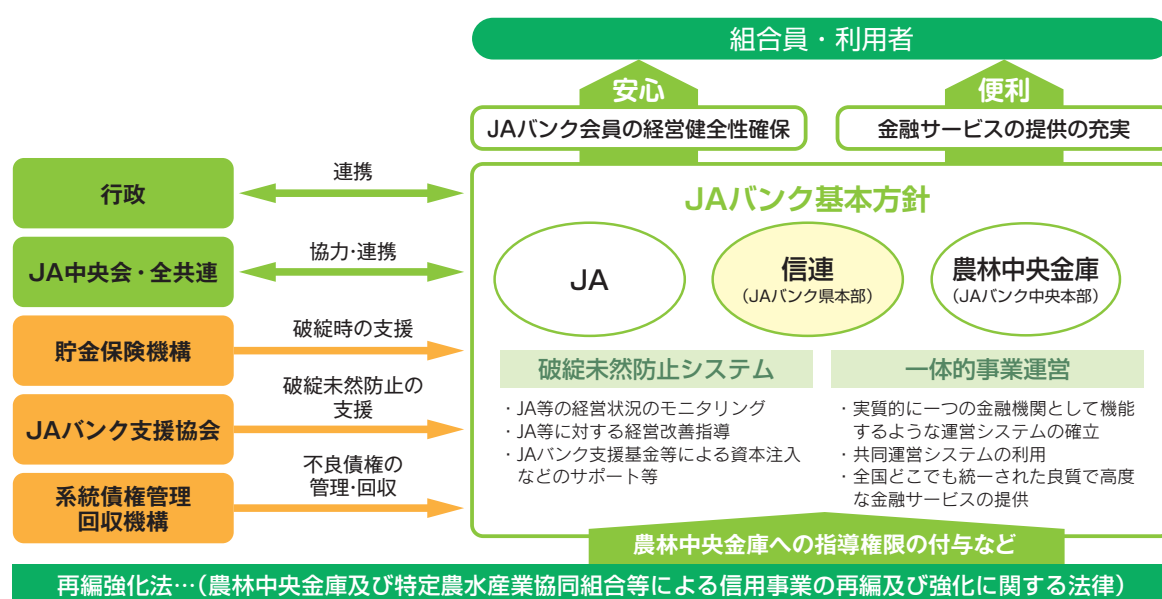
2. 運用目的金銭の信託については取得価額を、満期保有目的金銭の信託またはその他目的金銭の信託については、償却原価法の適用後、減損処理を適用した帳簿価額を記載しています。

JAグループ・JAバンクの概要

JAバンクシステム

万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員（JA、信連、農林中央金庫）の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動し、JAバンク全体としての信頼性の確保（破綻未然防止システム）と、良質で高度な金融サービスの提供（一体的事業運営）を2つの柱として、組合員および利用者の皆さまにより一層の「安心」と「便利」をお届けするシステムです。



JAバンク・セーフティネット

「JAバンク・セーフティネット」で、より一層の「安心」をお届けします。

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは「セーフティネット」を構築しています。

第1は、貯金者等保護のための公的な制度である「貯金保険制度」、第2は、JAバンクの独自制度でJAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止する「破綻未然防止システム」です。

この2つの仕組みにより、組合員および利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

JAバンク・セーフティネットのイメージ

貯金者を保護するための公的な制度

貯金保険制度

- ・決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること）に該当するものは全額を保護
- ・それ以外の貯金などは、1農水産業協同組合ごとに貯金者1名あたり元本1,000万円とその利息などの合計額を保護



JAバンクの独自制度

破綻未然防止システム

- ・経営の健全性確保にかかる自主基準の設定
- ・経営状況のチェックによる問題点の早期発見と改善
- ・「JAバンク支援基金」等による資本注入や資金援助

「JAグループ自己改革」実践状況

JAグループ自己改革への継続的な取組みの強化

当会では、農業・農協改革の趣旨を踏まえ、JAグループ自己改革に掲げる「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に資する支援を目的として、前中期3ヵ年計画（令和4年度～令和6年度）に引き続き、現中期3ヵ年計画（令和7年度～令和9年度）においても、本取組みを継続します。

● 農業融資残高伸長

JAバンク福岡では、農業と地域を支える農業専門金融機関として、農業者に対して適切な資金対応を行いつつ農業融資の残高伸長を図っています。

■ JAバンク福岡の農業関連資金の推移（新規実行件数・新規実行額）

（単位：件、百万円）

農業関連資金	令和5年度		令和6年度		令和7年9月末	
	新規件数	新規実行額	新規件数	新規実行額	新規件数	新規実行額
	1,510	5,093	1,316	4,565	632	2,000

■ 農業金融にかかる支援策の内容

項 目	内 容
金融負担軽減支援	○農業近代化資金（補助残）の借入にかかる利子補給 ○農業近代化資金やJA農機ハウスローン等の保証料助成
農業振興支援	○農業の持続的な発展に向けた地域振興施策として、食農教育活動や、地域・社会貢献活動等の費用の一部を助成

● 農業と地域・利用者を繋ぐサービス等の提供

■ 相談会の開催支援

JAバンク福岡では、JA年金相談会を開催し、新規に年金を受け取られる方への受給に関する相談や、働きながら年金を受給できる在職老齢年金について等、幅広い相談に対応しています。当会では、講師の派遣や資料の提供等を行い、相談会の開催支援を行っています。

【JA年金相談会】

	令和6年度	令和7年9月末
開催JA	15JA	16JA
開催数	158回	77回

社会的責任と地域貢献活動

地域に対する当会の考え方

当会は、福岡県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

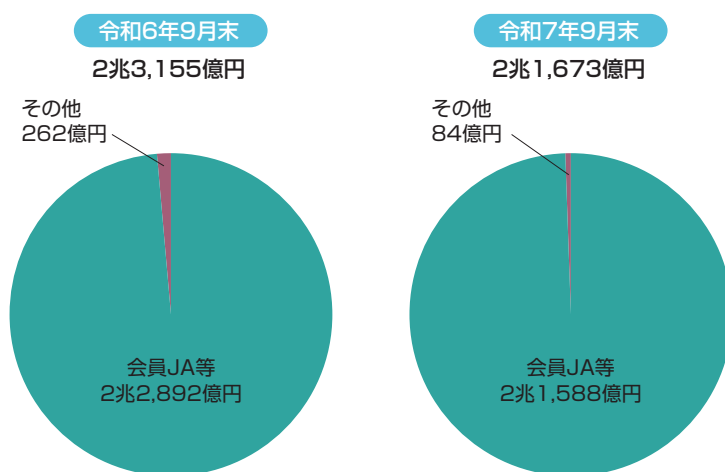
当会は、農家組合員および地域の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域からの資金調達の状況

● 貯金残高

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。令和7年9月末の譲渡性貯金を含めた貯金残高は、2兆1,673億円となりました。

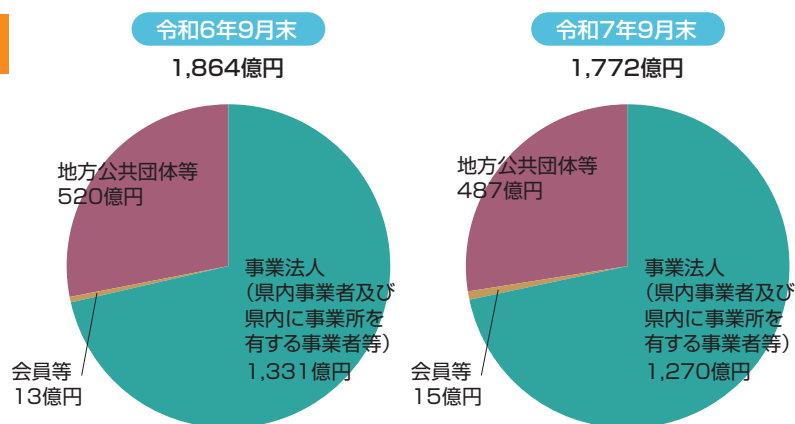


地域への資金供給の状況

● 貸出金残高

当会は、資金を必要とする農家組合員および地域の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や、地方公共団体などにもご利用いただいています。

令和7年9月末の貸出金残高は、1,772億円となりました。



● 国の政策に基づく制度融資

地域の皆さまの生活支援のために、国の政策に基づく制度融資を取り扱っています。

資金の種類	資金の使いみちなど
住宅金融支援機構資金	個人住宅やアパート等を建設・購入する際に活用していただける資金です。
日本政策金融公庫の教育資金	ご家族の方の入学や在学の際に活用していただける資金です。

お客さま本位の業務運営にかかる取組み

当会は、農業と地域に根ざした金融機関として、県下JAとともに福岡県農業の振興と豊かな地域社会づくりに貢献することを経営理念に掲げています。

当該理念に基づき、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。
なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。
【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】
 - (2) お客さまへの最適な金融商品の提供を行うため、以下の主な基準により商品の選定をしており、定期的に見直しを行っています。
【原則2本文および(注)、原則6本文および(注2)】
①将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること ②過去の運用実績が相対的に良好であること ③過去の運用成績の再現性が認められること ④手数料が良心的な水準であること ⑤これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向け、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと。
 2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) 「資産運用ガイダンス」および「JAバンク資産運用スタイル診断シート」等を通じて、お客さまの金融知識および経験・財産・目的を十分に理解し、お客さまのニーズに合った商品をご提案いたします。
【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、理解が得られるよう十分に情報提供いたします。
【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 3. 利益相反の適切な管理
お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれのある取引の類型および特定方法、管理に関する事項などを定め、適切に管理いたします。
【原則3本文および(注)】
 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
研修による指導や資格取得の推進を通じて、高度な専門性を有し誠実かつ公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。
【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】
- (※) 上記の各項目に記載の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂) および当該注番号を示しています。

地域密着型金融や持続的な農山漁村等地域育成への取組み

● 農業関連資金への利子補給等の取組み

厳しい経営環境に直面する多様な農業の担い手に対し、借入負担の軽減を図ることでそれぞれの農業経営がより成長していくことを目的に、JAが融資する農業関連の融資に対して利子補給や保証料助成等を行っています。

● 担い手のニーズに応えるための体制整備

JAバンクの農業メインバンク機能強化をめざして、JAをはじめ関係団体（県、農業会議、JAグループ福岡等）と連携し、担い手への金融支援を含めた農業関連融資への対応の強化に取り組んでいます。

また、県内JAに農業金融サービスの提供窓口として資金相談・農業経営相談等の役割発揮を担うため農業融資の実務に即した資格をもつ「農業金融プランナー」や農業融資の実務リーダーである「担い手金融リーダー」を配置し、担い手の相談等に対応できる体制を整備しています。

● 大雨災害や資材価格高騰等への対応

農業者向けの県内統一資金である「災害特別支援資金」については、令和7年8月6日から大雨による災害の影響を受けた農業者への支援策として、利子補給および保証料助成を行っています。

また、令和4年2月下旬以降のウクライナ情勢悪化に伴う原油価格・農業資材価格等高騰による影響を受けた農業者に対しても、同様の対応を行っています。

さらに、日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の新規貸付等も活用しています。

● 食・農への理解促進

JAバンク福岡では、子どもたちの食と農の理解を促進するために、JAバンク食農教育応援事業を展開しています。

■ 教材本贈呈事業

食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもたちの農業に対する理解の深耕、農業ファンの拡大および地域の発展に貢献することを目的に教材本を寄贈しています。

令和7年度版は福岡県内の小学校715校の5年生を対象に、「農業とわたしたちの暮らし」53,791冊の教材本を寄贈しました。



中小企業等の経営支援に関する取組方針等

●金融円滑化にかかる基本方針

当会は、金融円滑化の重要性を十分認識し、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、お客さまに対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みの積極的な支援を含め、金融円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、真摯かつ丁寧に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記の取組みへの対応能力を向上することに努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （2）各融資窓口に「金融円滑化管理責任者」、「金融円滑化担当者」を設置し、各融資窓口における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● 経営者保証に関するガイドラインにかかる取組方針

平成25年12月に経営者保証ガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の主旨や内容を踏まえ、当会では本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するように努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインにかかる取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
法人と個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえうえで検討します。
 - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る。
 - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - (5) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
2. 経営者保証の契約時の対応について
 - (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する以下の内容について、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ①どの部分が十分でないために保証契約が必要なのか。
 - ②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。
 - (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
 - (1) お客さまから既存の保証契約の解除等の申し入れを受けた場合には、経営者保証ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証契約額等の検討を真摯かつ柔軟に行うとともに、その検討結果をお客さまに対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
 - (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務を後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。
4. 経営者保証を履行する時の対応について
経営者保証の保証債務の履行を請求する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、保証履行の範囲を決定します。

JA福岡信連 SDGs 取組宣言

当会は、『農業と地域に根ざした金融機関として、県下JAとともに、福岡県農業の振興と豊かな地域社会づくりに貢献します。』という経営理念のもと、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に賛同し、持続可能な地域農業・地域社会の実現に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

●SDGs（持続可能な開発目標）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。



1. 農業の持続的発展

- JAバンク福岡地域振興助成の取組み
- 食農関連企業への融資取組み
- 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の取扱い
- 担い手育成支援の取組み
- 食農教育活動の取組み

2. 地域社会への貢献

- 交通安全協会参加
- 防災訓練等の実施
- 女性活躍推進法への対応
- グリーンボンド等社債の購入
- SDGsに取組む企業に対する融資
- 特殊詐欺被害未然防止に向けた取組み

3. 環境保全への取組み

- 緑の募金・水源の森基金への募金
- 公用車をガソリン車からハイブリッド・電気自動車へ切替
- 再生紙・再生インクの利用
- CO₂排出削減を目的とした節電等
- 会議等ペーパーレスへの取組み

4. 当会のCO₂排出量の目標について

2024年度（令和6年度）のCO₂排出量は365トンCO₂であり、2013年度（平成25年度）と比較すると35.6%の削減となりました。2030年度（令和12年度）には46%削減を目指します。

※CO₂削減については、当会の電気・ガス使用量および公用車のガソリン使用量からCO₂排出量を算出しました。

また、削減目標値（46%）は、2021年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて決定された目標値となります。

JA福岡信連TCFDへの対応

●当会の気候変動への対応（TCFD提言に基づく開示）

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取組みの開示に取り組んでいます。

※TCFDとは

気候変動が金融市場に重大な影響をもたらすとの認識が主要国の間で広がったことを踏まえ、金融安定理事会（FSB）が2015年に金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響についての開示を提言しているもの。

●当会の情報開示にかかる考え方

当会の情報開示については、TCFD提言が推奨する4項目①「ガバナンス」、②「戦略」、③「リスク管理」、④「指標と目標」に沿って開示を行います。

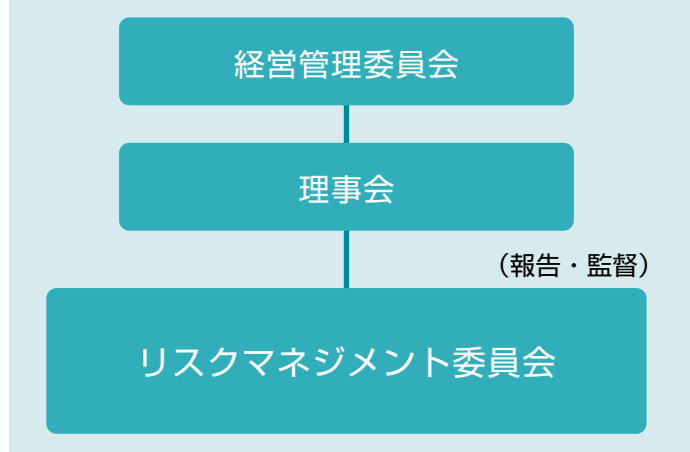
TCFD提言を踏まえた情報開示

1. ガバナンス

当会は、委員長を代表理事理事長とする「リスクマネジメント委員会」において気候変動を含む環境・社会課題に係る対応方針や重要事項・取組状況を定期的に協議し、リスク管理や経営戦略に反映させることとしています。

「リスクマネジメント委員会」での協議の内容は、議案に応じて経営管理委員会・理事会に報告する体制としています。

サステナビリティ経営体制図



2. 戦略

当会は、気候変動による世界的な平均気温の上昇が社会に大きな影響を及ぼすとの認識のもと、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で、国際エネルギー機関（IEA）や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等が公表した複数のシナリオを参考に、2℃シナリオ（パリ協定の2℃目標達成に必要な施策を行うシナリオ）、4℃シナリオ（既に策定済みの確定した政策のみが実施されると想定するシナリオ）を想定し、気候変動に関連するリスクと機会を以下のとおり認識しています。

—— 当会で認識する気候変動リスクと機会

内 容		時間軸
移行リスク	●2℃目標達成に向けた規制対応が投融資先のビジネスモデルや業績に影響を及ぼすことによる与信コストの増加 ●市場が脱炭素化を志向することで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化することによる与信コストの増加	中期～長期
	●国際的な気候変動への対応強化要請の高まりを踏まえた規制変更	短期
	●気候変動に対応する取組みや情報開示が不十分とされるリスク	短期
物理的リスク	●気候変動が農業生産、JA経営基盤等に影響を及ぼすリスク ●自然災害に伴う投融資先の事業停滞による業績悪化や、不動産等の担保価値の棄損を通じた与信コストの増加 ●異常気象による当会資産の損傷に伴う事業継続への影響	短期～長期
機 会	●脱炭素社会への移行を支援する金融商品・サービスの提供等、ビジネス機会の増加	短期～長期
	●再エネ・省エネ等に係る新たな政策・制度の進展とその利用に伴う事業コストの低下	
	●環境負荷低減への取組みに対するステークホルダー（組合員・利用者等）からの信頼の向上	

※ 移行リスク：気候変動の緩和と適応への取組み進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融資先の信用リスクや座礁資産化リスク

※ 物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融資先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大するリスク

3. リスク管理

当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。

4. 指標と目標

■ ESG投融資の目標

【対 象 期 間】 令和7年度～令和9年度

【累計実行額】 ESG投融資目標金額 60億円

【対象となる投融資例】 ○グリーンローン／ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン／ボンド、トランジション・ファイナンス等

○環境・医療・福祉・教育等持続可能な地域社会の実現に資するファイナンス等

■ ESG投融資の取組状況

当会の令和7年度9月末時点のESG投融資累計実行額は140億円となっています。

■ CO₂排出量の削減目標・実績

内容は、JA福岡信連SDGs取組宣言（P13）をご参照ください。

文化的・社会的貢献活動に関する事項

● 環境保全・地域社会貢献への取り組み

■ 水源の森基金への募金

JAバンク福岡では、平成17年度から対象貯金商品の販売実績に応じた額(販売一口につき20円)とJAご利用の皆さまからの募金を「公益財団法人福岡県水源の森基金」へ「緑の募金」として寄付を行っています。

令和7年3月には、これまでの環境保全取組みに貢献した功績が認められ、「感謝状」の贈呈を受けました。



水源の森基金への寄付金贈呈式

● 地元企業の活性化の取組み

当会では、融資先企業等を対象とした「信連会」を組織しており、融資先企業間の相互交流による活性化を支援しています。

● 高齢化社会への取組み

■ ニセ電話詐欺被害防止にかかる取組み

JAバンク福岡では、福岡県警察と連携して、高齢利用者のニセ電話詐欺被害未然防止のため、高齢利用者の高額現金持ち帰り時の窓口での声かけ等に取り組んでいます。

また、令和7年7月18日に福岡県警察と「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結し、特殊詐欺等(特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺)の根絶に向けた社会の実現を目指し、犯罪行為から組合員等利用者の大切な資産を守るよう努めております。



■ 「JA年金友の会」組織の構築・運営

JAバンク福岡では、県内JAで年金をお受け取りいただいている19万人を超える皆さまによるJA年金友の会組織を構築・運営し、旅行や観劇、スポーツ等さまざまなイベントを開催し、会員の方々のいきがいや仲間づくりのお手伝いをしています。

● 青少年育成支援の取組み

JAバンク福岡では、地域に根ざした金融機関として、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議の運動に協力するために、平成25年度から特別賛助会員に加入し、豊かな地域社会づくりの取組みに貢献しています。

● スポーツを通じた地域密着の取組み

■ 地元大学野球リーグへの特別協賛

JAバンク福岡では、地元スポーツの振興を応援するために、「福岡六大学野球リーグ」・「九州六大学野球リーグ」に特別協賛しました。

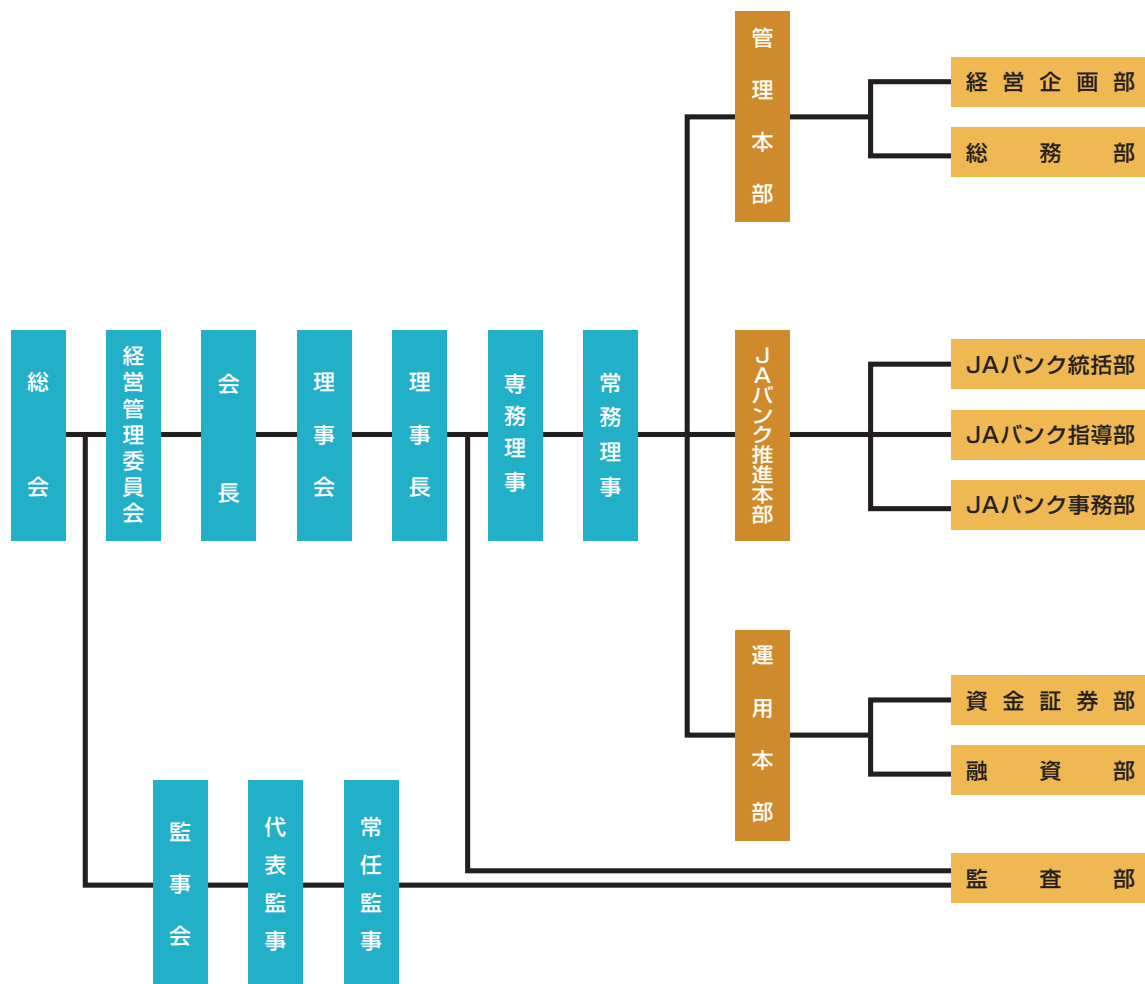


「福岡六大学野球リーグ」・「九州六大学野球リーグ」表彰式

組織と機構

機構

(令和7年10月1日現在)



店舗

(令和7年10月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	福岡市中央区天神4丁目10番12号	092-711-3535

自動化機器 (ATM) の設置状況

(令和7年10月1日現在)

	店舗内	店舗外	合計
JA・信連設置台数	201	83 (うち信連1)	284

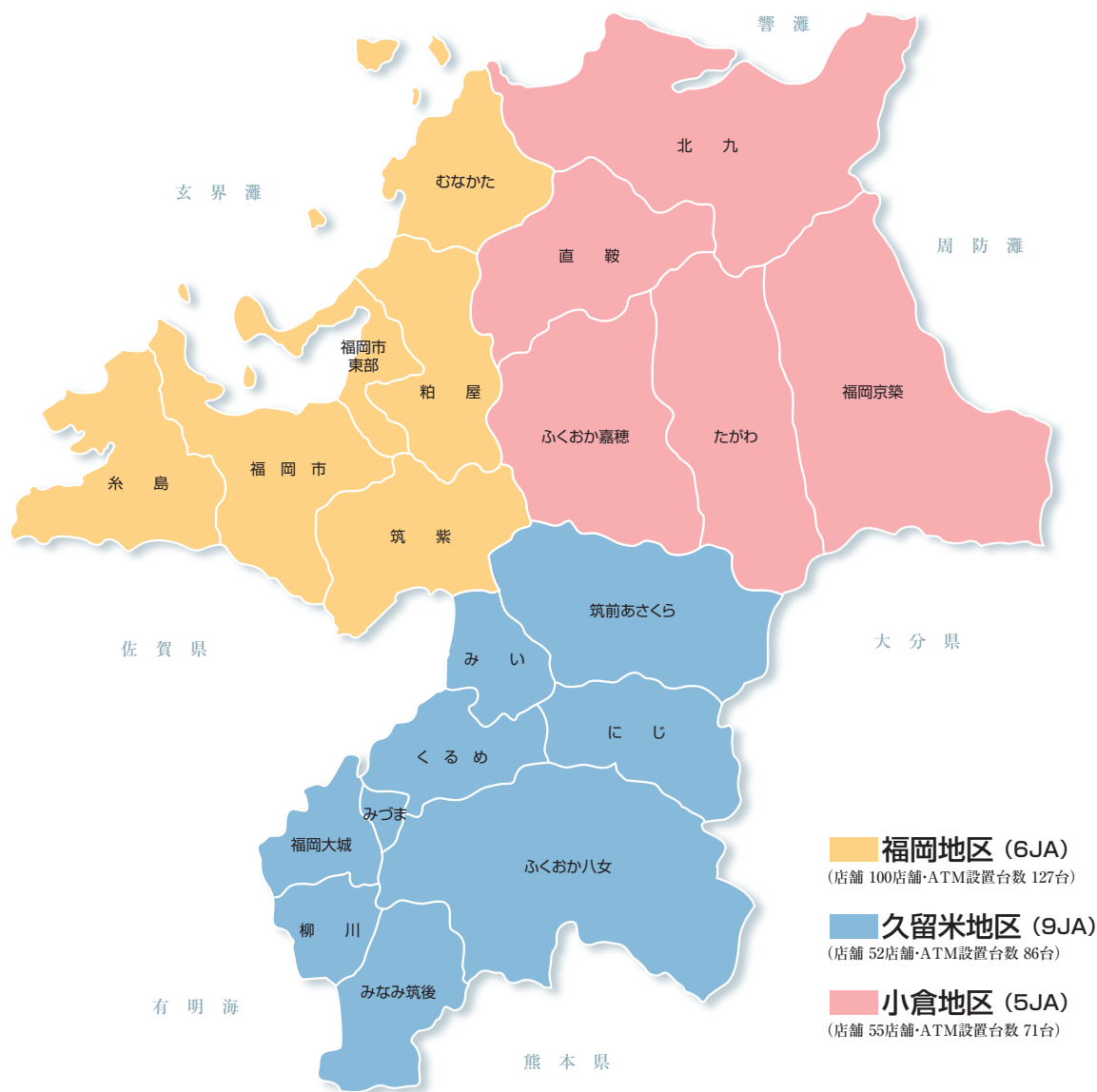
● 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

JAバンク福岡エリアマップ

- 県内JA数 20JA
- 店舗数 207店舗

(令和7年10月1日現在)



当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンク福岡の各種お知らせはインターネットでご覧いただくことができます。



JA福岡信連のホームページアドレス

<https://www.jabankfukuoka.or.jp/ken/>



JAバンク福岡のホームページアドレス

<https://www.jabankfukuoka.or.jp>



令和7年12月発行

編集 福岡県信用農業協同組合連合会

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号

電話 092(711)3535(代)